

令和4年 第6回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和4年6月27日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 3時30分 会長代理
5. 議長 会長 根岸 茂登雄
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	関根 尚子	出席	東児玉 1	井上 彰	欠席
2	塚田 あつ子	〃	〃 2	井上 進	出席
3	深田 敏男	〃	〃 3	岡部 順一	〃
4	長谷川 雄二	〃	〃 4	萩原 良三	〃
5	飯野 泰司	欠席	松久 1	小暮 義昭	〃
6	中沢 秀樹	出席	〃 2	田端 益隆	〃
7	中島 勝	〃	〃 3	徳世 久美子	〃
8	坂本 典穂	〃	〃 4	播摩 卓也	欠席
9	中沢 健太郎	欠席	大沢 1	阿武 富士子	出席
10	根岸 茂登雄	出席	〃 2	栗原 裕	〃
11	中嶋 敬子	〃	〃 3	根岸 上	〃

農業委員会委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名
 農地利用最適化推進委員 出席：9名 欠席：2名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 堀内 匠 上田 禎礎
9. 会議進行状況

議長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員9人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第6回会議を開きます。

会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に1番委員並びに2番委員を指名いたします。

会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。

農業委員 6 番は、本議案に直接関係があるため退出をお願いいたします。

～農業委員 6 番退出～

3 条の番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3 ページ番号 1 をご覧ください。受人 大字〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇字〇〇〇△△△番地△ 地目 田 面積 1,045㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 19,812㎡ 借受地 11,156㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成25年1月29日 相続 不耕作 無 家族数2 従農数2 経 態 専業 位置 農用地区域 自宅から0.1km 取得前 田 取得後 田

農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。

4 ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇字〇〇〇地内の農地で、現在は受人が借り受けて水稻を栽培されております。

受人の年齢は現在70歳で農業を行っており、主に米麦、露地野菜を生産されております。

受人の農業常時日数は250日で常時従事しているとのことです。また妻と計2人で農業を行っております。

申請に至った経緯ですが、渡し人は耕作しないため、受人は経営規模のためとのことです。

許可後、申請地では引き続き、米、麦を行う予定とのことです。

以上、3条の番号1の案件になります。ご審議をお願いします。

議 長

3条の番号1を審議いたします。農業委員4番より補足説明をお願いします。

4番委員

現地を確認しました。申請地の隣も受人が耕作しているようです。特に問題はない

<p>推進委員 東児玉4番</p>	<p>と思います。ご審議をお願いいたします。</p> <p>次に、推進委員東児玉4番より意見がありましたらお願いします。</p> <p>現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。1番委員。</p>
<p>1番委員</p>	<p>農業委員会を通して貸借している場合と相対で貸し借りしている場合だと何か審議内容に変更はあるのですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>どちらの場合であっても、審議内容に変更はありません。ただ3条の許可要件では何らかの権利設定がされている場合は、解約をしていただいてからの申請になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号1について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p>

	<p>審議が終わりましたので農業委員6番入室をお願いいたします。</p> <p>続きまして、3条の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>3ページ番号2をご覧ください。受人 大字〇△△△番地 〇〇 〇〇 渡人 大字〇〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番地 △ 地目 畑 面積 57㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 13,240㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 0㎡ 取得状況 平成22年10月9日 相続 不耕作 無 家族数2 従農数2 経態 専業 位置 農用地区域外 自宅から1.0km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。</p> <p>5ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。受人の年齢は現在83歳で農業を行っており、主に露地野菜（白菜、ネギ）、施設野菜（きゅうり）、米麦を生産されております。</p> <p>受人の農業常時日数は280日で常時従事しているとのこととございます。また妻と2人で農業を行っております。</p> <p>申請に至った経緯ですが、渡人は相続で譲り受けたが耕作できないため、受人は申請地を取得し、露地野菜の生産向上を図りたいとのことです。</p> <p>許可後申請地では、露地野菜（ネギ）を行うとのこととございます。</p> <p>以上、3条の番号2の案件になります。ご審議をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	
<p>議 長</p>	<p>3条の番号2を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いします。</p>
<p>1番委員</p>	<p>先日申請人から連絡があり、現地を確認しました。特に問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。</p>

議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いします。
推進委員 東兎玉2番	現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。
議 長	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号2について、許可と思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、許可と決定します。</p> <p>続きまして、3条の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3ページ番号3をご覧ください。受人 ○○市○○町○○○△△△番地△△○○○ 渡人 ○○市○○町○○△△△番地△△○○○○ 土地の所在 大字○○字○○△△△番△、面積557㎡、329番6、面積114㎡ 合計2筆 671㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,867㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 6,387㎡ 取得状況 平成25年5月9日 相続 不耕作 無 家族数3 従農数2 経態 兼業 位置 農用地 区域 自宅から7.5km 取得前 畑 取得後 畑</p> <p>農地法3条許可要件の中に、下限面積要件がありますが、権利取得後の面積が5,000㎡以上なければいけないという要件がありますが、受人は現在、3,867㎡耕作しております。今回の申請地671㎡と、次の番号4で審議していただく案件も同じ受人でございまして、番号4の申請地が1,415㎡なので権利取得後は、5,953㎡になりますので、許可要件は満たしていると思われま</p>

6ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。

受人の年齢は現在57歳で農業と運輸業を行っており、主に露地野菜(玉ねぎ、白菜、きゅうり、なす)を生産されております。

受人の農業常時日数は180日で常時従事しているとのことでございます。また妻も農業従事日数が200日で、2人で農業を行っているとのことでございます。

申請に至った経緯ですが、渡人は農業をするのが厳しくなり農地を譲り渡したい、受人は申請地の近くに農地を耕作しており耕作管理が可能なため譲り受けたいとのことです。

許可後申請地では、露地野菜(玉ねぎ、白菜等)を行うとのことでございます。

以上、3条の番号3の案件になります。ご審議をお願いします。

議長

3条の番号4も同じ受人ですので同時に審議したいと思います。事務局は番号4の説明もお願いします。

事務局

3ページ番号4をご覧ください。受人 〇〇市〇〇町〇〇〇△△△番地△△〇〇〇 渡人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番△、面積1,415㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 農業者年金 無 自作地 3,867㎡ 借受地 0㎡ 貸付地 6,387㎡ 取得状況 平成11年5月25日 相続 不耕作 無 家族数3 従農数2 経態兼業 位置 農用地区域 自宅から7.5km 取得前 畑 取得後 畑

7ページをご覧ください。左側が付近の状況図、右側が公図の写しとなっております。

申請地は、大字〇〇字〇〇地内の農地で、現在は保全管理されております。

受人の説明は先ほど番号3で審議していただきました方と同じですので省略させていただきます。

申請に至った経緯ですが、渡人は体調を崩し、土地管理が困難なため受人に譲り渡したい、受人は申請地の近くに農地を耕作しており、耕作管理が可能なため譲り受けたいとのことです。

許可後申請地では、栗の栽培を行うとのことでございます。

	<p>以上、3条の番号4の案件になります。ご審議をお願いします。</p> <p>3条の番号3、4を審議いたします。農業委員7番より補足説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>先日受人の代理人から連絡があり、現地確認してきました。先ほど事務局から説明があったとおり保全管理の状態でございます。今回の申請は規模拡大とのことですので農地利用するとのことですので問題はないと思います。ご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員大沢1番より意見がありましたらお願いします。</p>
推進委員 大沢1番	<p>現地を確認しました。特に問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。松久1番</p>
推進委員 松久1番	<p>現地を確認してきましたが、石が多くあまり耕作に向かないのではないかと感じました。取得後に太陽光を設置する話などは聞いておりますか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>太陽光などの話は聞いておりません。申請地では、野菜と栗を栽培すると聞いております。</p>
議 長	<p>その他の推進委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。大沢2番</p>
推進委員 大沢2番	<p>兼業で〇〇業とのことですが、購入してすぐ資材置き場とかに変わったりしないですか。もし変わったとき、農業委員会では指導等できるのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	その場合は違反転用となりますので、指導対象になります。
議 長	<p>その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。1番委員。</p>
1番委員	今回の申請は5,000 m ² 以上耕作しておりませんが、農地法の下限面積要件は満たしているのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	下限面積要件ですが、権利取得後の耕作面積が5,000 m ² 以上であればよいという規定になっております。
1番委員	また、受人は兼業とのことですが、農業の収益はどれくらいあるのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	営農計画書には農業収益は〇〇〇〇〇〇円との記載がございます。
1番委員	今回、〇〇市の方が農地を取得するとのことですが、どういった経緯で売買に至ったのですか。
議 長	事務局より説明をお願いします。
事務局	代理人に話を聞いたところ、共通の知り合いがいて、その方の紹介で申請に至った

	<p>ようです。</p>
議 長	<p>他の推進委員・農業委員の方で質問・意見がありましたら挙手を求めます。大沢 2 番</p>
推進委員 大沢 2 番	<p>先ほど、栽培にはむかない農地とのことで意見がありましたが、栽培にあたり土壌改良するのか、栗は何本植樹するのか、どう管理していくのか等詳細な計画書を提出していただいてから再度審議するのがいいと思います。</p>
議 長	<p>大沢 2 番より詳細な計画書を提出してもらおうという意見がありました。その意見について皆様のご意見を伺います。松久 1 番。</p>
推進委員 松久 1 番	<p>私はその意見に賛成です。栽培するにあたり具体的な計画があればと思います。</p>
議 長	<p>その他の農業委員、推進委員の方で質問・意見がありましたら挙手を求めます。1 番委員。</p>
1 番委員	<p>受人は申請地の近くで耕作を行っているとのことですが、どこに何筆あるのですか。</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大字〇〇に 3 筆所有しており、現地確認したところ野菜や果樹を栽培されておりました。</p>
議 長	<p>その他農業委員、推進委員の方で質問・意見がありましたら挙手を求めます。1 1 番委員。</p>
1 1 番委員	<p>今回の申請地は、耕作放棄地で申請にあたり草も刈ったようです。こういった農地</p>

	<p>を買って農地として利用するとのことであれば私は賛成です。</p>
議 長	<p>その他農業委員・推進委員の方で質問・意見がありましたら挙手を求めます。6番委員。</p>
6番委員	<p>私は、詳細な計画書を出していただいてから審議するのに賛成です。</p>
議 長	<p>様々な意見をいただきましたが、農業委員会として、栗を植えるのにあたり、より詳細な計画書を提出していただいてから、再度審議するということがよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>次に、農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。3条の番号3、4について、保留でよろしいかと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p> <p>賛成全員につき、保留と決定します。</p> <p>3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
事務局長	<p>農地法第3条の番号1、番号2の案件につきましては許可、番号3、4につきましては保留と議決されました。</p>
議 長	<p>第2号議案 農地法第5条を議題といたします。5条の番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>9ページをご覧ください。番号1 受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇〇</p>

○△△△ ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地の所在
大字○○字○○ △△番△ 畑1筆 349㎡ 自己用住宅 権利内容 所有
権 申請内容 職業 会社員 新設 1棟 54.48㎡ 2階建て
取得状況 令和3年10月6日 相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農
地 農用地区域外 宅地から6mです。

10ページをご覧ください。場所は大字○○字○○地内の農地になります。

次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。

受人は町内の借家に家族4人で居住しているが、子供の成長とともに狭くなったため、自己用住宅の建築を計画したとのことです。申請地は○○町の実家から近く、もしもの時にも親に子供を見てもらえるとのことです。

道路接続については、申請地東に6mの町道があり、集落排水と水道を接続するとのことです。

建物は新築1棟2階建てで建築面積は54.48㎡の予定です。

9ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。

議長

5条番号1を審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。

次に農業委員の方で質問はありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、許可相当と決定します。

続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いします

事務局

番号2 受人 大字○○市○町△丁目△番△△号 ○○ ○○ 渡人 ○○都
○○区○○○△丁目△△番△△△号 ○○ ○○ 土地の所在 大字○○○字○
○○○ △△△番△ 畑 1筆 144㎡ 駐車場 権利内容 所有権 申請
内容 職業 自営業 新設 駐車場 3台分 取得状況 平成7年8月22日
相続 仮登記 抵当権 無 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地から8m

	<p>1 2 ページをご覧ください。場所は大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内の農地になります。</p> <p>次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>受人は絵画講師をしており、〇〇市で画材の店舗と絵画教室を開いています。申請地西の△△△ー△にある建物はすでに購入しており、創作活動のアトリエ及び絵画教室として利用を考えているとのことです。</p> <p>このため、3～4 台分の駐車スペースが必要であり、さらに、県道の拡幅工事で土地買収となることから申請地を駐車場として整備したいとのことです。</p> <p>9 ページにお戻りください。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	5 条の番号 2 を審議いたします。6 番委員より補足説明をお願いします。
6 番委員	現地確認をいたしました。特に問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員大沢 2 番より、意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 大沢 2 番	現地確認をしました。道路より低い農地でしたので盛土をするのだと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	次に、その他の推進委員の方で意見がありましたら挙手を求めます。意見がないようですから、次に移ります。
	他に農業委員の方で質問がありましたら挙手を求めます。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 2 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手を求めます。
	(農業委員全員挙手)
	賛成全員につき、許可相当と決定します。

<p>事務局長</p>	<p>5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p> <p>農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>第3号議案 農用地利用配分計画（案）意見について議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用配分計画（案）については、農地所有者から農地中間管理機構（埼玉県農林公社）へ権利設定された農地を農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分、または既に中間管理機構が集積した農地を再配分する計画の（案）になります。</p> <p>本議案については、法律（農地中間管理事業の推進に関する法律：19条）で「必要があると認められるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」と定められており、配分計画の案のとおり農地中間管理機構（埼玉県農林公社）から耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。</p> <p>15ページをご覧ください。こちらは関地区の配分計画案になります。この配分計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されています。その隣に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されています。その隣は、設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されていますのでご確認いただければと思います。</p> <p>今月は4筆の再配分の計画になります。 以上、第3号議案になります。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>農用地利用配分計画（案）意見について審議いたします。 推進委員の方で、意見はありましたら挙手をお願いいたします。意見がないようですから、次に移ります。</p> <p>他に農業委員の方で質問はありますか。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用配分計画（案）意見について、意見なしとしてよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p>

(農業委員全員挙手)

賛成全員につき、意見なしと決定します。

議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理にお願いいたします。

会長代理

本日も意見がたくさん出て、よい会議になったと思います。次回もよろしくお願いたします。ありがとうございました。以上をもちまして、第6回の農業委員会総会を終了します。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月27日

議 長

署名委員

署名委員